

様式1

個人情報保護委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和8年1月6日

1. 執行機関の別	1:都道府県知事・市区町村等 ▼
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	埼玉県
3. 市区町村名	川口市
4. 届出番号	
5. 独自利用事務の事例番号	9-2
6. 独自利用事務の対象者	川口市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱第2条に規定する者
7. 番号法第9条第2項の条例に規定した日	
8. 保護評価の実施の有無	2. 無 ※対象人数が1,000人未満であるため実施は義務付けられない ▼
9. 評価書番号	
10. 保護評価書の名称	
11. 保護評価書のURLリンク	
12. 委任関係	▼

執行機関名 川口市長

小児慢性特定疾患児日常生活用具の給付に関する事務

1. 事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって第十五条で定めるもの	児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2第2項に規定する小児慢性特定疾病児童等(以下「小児慢性特定疾病児童等」という。)に対する日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表の項	8	
③利用特定個人情報提供省令第2条の表の項	13	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1 第4の項 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2第2項に規定する小児慢性特定疾病児童等(以下「小児慢性特定疾病児童等」という。)に対する日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法第1条	川口市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱第1条
⑥事務の趣旨又は目的	全て(児童)は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その(心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られること)その他の福祉を等しく保障される権利を有する。	この要綱は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の3第3項に規定する医療費支給認定に係る(小児慢性特定疾病児童等)(知事が支給認定した者に限る。)に対し、特殊寝台等の日常生活用具(以下「用具」という。)を給付すること(以下「給付」という。)により、(日常生活の便宜を図る)ことを目的とする。

⑦独自利用事務の関連規範		川口市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱
--------------	--	------------------------------

2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令 15 条 項 1 号	川口市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱第4条
②事務の内容	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	川口市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱第4条の規定による用具給付の申請に係る事実についての審査に関する事務

利用特定個人情報1

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令 15 条 項 1 号ロ	川口市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱第4条調査票(別紙様式2)
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める利用特定個人情報	生活保護実施関係情報	生活保護実施関係情報

利用特定個人情報2

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令 15 条 項 1 号ハ	川口市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱第4条調査票(別紙様式2)
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める利用特定個人情報	中国残留邦人等支援給付実施関係情報	中国残留邦人等支援給付実施関係情報

利用特定個人情報3

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令 15 条 項 1 号ニ	川口市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱第4条調査票(別紙様式2)
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報

利用特定個人情報4

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令 15 条 項 1 号ホ	川口市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱第4条調査票(別紙様式2)
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報

※利用特定個人情報提供省令:行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号)

備考	
----	--